

資料54-2

科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
宇宙開発利用部会
ISS・国際宇宙探査小委員会
(第54回)

宇宙資源について 法整備の動向

2023年2月10日

文部科学省 研究開発局

宇宙開発利用課 宇宙利用推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

宇宙条約：1967年採択・発効（加盟国数105）

- 宇宙資源の採取・利用等の権利、所有の可否に言及していない
- 科学的調査は自由

第1条（宇宙活動自由の原則）

1. 月その他の天体を含む**宇宙空間の探査及び利用は**、すべての国の利益のために、その経済的又は科学的発展の程度にかかわらず行われるものであり、**全人類に認められる**活動分野である。
2. 月その他の天体を含む宇宙空間は、すべての国がいかなる種類の差別もなく、平等の基礎に立ち、かつ、**国際法に従って、自由に探査し及び利用**できるものとし、また天体のすべての地域への立入は、自由である。
3. 月その他の天体を含む**宇宙空間における科学的調査は、自由**であり、また、諸国はこの調査における国際協力を容易にし、かつ、奨励するものとする。

第2条（宇宙空間の領有禁止）

1. 月その他の天体を含む**宇宙空間は**、主権の主張、使用若しくは占拠又はその他のいかなる手段によっても**国家による取得の対象とはならない**。

月協定：1979年署名、1984年発効、日本は未署名（加盟国数18）

- 科学調査は自由
- 宇宙資源の所有権を否定
- 資源開発・管理・使用・分配は
国際レジームの設立の下で可能

締約国：

アルメニア・オーストラリア・オーストリア・ベルギー・チリ・カザフスタン・クウェート・レバノン・メキシコ・モロッコ・オランダ・パキスタン・ペルー・フィリピン、サウジアラビア・トルコ・ウルグアイ・ベネズエラ(18国)

署名国：

フランス・グアテマラ・インド・ルーマニア(4か国)

第6条

1. 月における科学的調査は、すべての締約国がいかなる種類の差別もなく、平等の基礎に立ち、かつ、国際法に従って自由に行うことができる。
2. 科学的調査を実施するうえで、また、この協定の規定を推進するうえで、締約国は、月の鉱物その他の物質のサンプルを月面上において採取する権利及び月から除去する権利を有する。…

第11条

1. 月及びその天然資源は人類の共同財産であり、この協定の規定、とりわけ本条5の規定に表現される。
2. 月は、主権の主張、使用若しくは占拠その他のいかなる手段によっても、国家の専有の対象にはならない。
3. 月の表面又は地下若しくはこれらの一部又は本来の場所にある天然資源は、いかなる国家、政府間国際機関、非政府間国際機関、国家機関又は非政府団体若しくは自然人の所有にも帰属しない。（中略）この規定は本条の5に述べられている国際レジームを侵害するものではない。
5. この協定の締約国は、月の天然資源の開発が実行可能となったときには適当な手続を含め、月の天然資源の開発を律する国際レジームを設立することをここに約束する。…
7. 設立される国際レジームの主な目的には、次のものを含む。
 - (a) 月の天然資源の秩序ある安全な開発。
 - (b) 月の天然資源の合理的な管理。
 - (c) 月の天然資源の使用の機会の増大。
 - (d) 月の天然資源から得られる利益のすべての締約国による公平な分配。…

2010年代以降の各国内法

宇宙条約は宇宙資源開発を禁止していないとする立場をとる国が相次いで国内法を制定

- 宇宙条約 2 条は宇宙資源開発を禁止していない
- 官民連携で民間活動・民間投資を促進しつつ、有志国と連携して自国の国内法に基づく活動を積上げ、グローバルスタンダードを目指す

米国：商業宇宙打上げ競争力法（2015年成立）

- **米国民は宇宙資源の所有、輸送、使用、販売の権利を有する。**

Sec. 51303. 小惑星資源と宇宙資源権

小惑星資源又は宇宙資源の商業的回収に従事する**米国民は**、合衆国の国際的義務を含む適用法に従って得られた**小惑星資源又は宇宙資源を取得、所有、輸送、使用及び販売することを含む、得られた小惑星資源又は宇宙資源に対する権利を有する。**

ルクセンブルグ：宇宙資源の探査及び利用に関する法（2017年成立）

- **宇宙資源は所有することができ、許可を受けるための申請要件等も記載。**

第1条：**宇宙資源は所有することができる。**

第3条：この許可は、宇宙資源の探査及び商業目的のための利用の任務について、大臣への書面による申請により、運営者に与えられる。

UAE：宇宙分野の規制に関する連邦法（2019年成立）

- **宇宙分野の規制対象となる活動の中に宇宙資源の探査、採取、利用が含まれる。**

第4条 規制活動

この法律は、次のことを規制する。（中略）

(i) **宇宙資源の探査または採取活動**

(j) 科学的、商業的その他の目的のための**宇宙資源の開発及び利用**のための活動

アルテミス合意（2020年成立）

- 2020年10月、**アルテミス計画を含む民生探査・利用の諸原則**（※）について、日・米・加を含む8か国が原署名国となり宣言した。関係各国の共通認識を示すことを目的とした政治的宣言。
- 宇宙資源： 宇宙資源の採取及び利用が、宇宙条約に沿った形で行われるべきこと、また**宇宙資源の採取が宇宙条約が禁止している国家による天体等に関する主権の主張等にはあたらないことを確認**。

（※） 平和目的、透明性、相互運用性、科学的データの公開、宇宙空間の遺産の保全、宇宙活動における衝突回避、軌道上デブリ低減等について明記。

日本：宇宙資源法（2021年成立）

- 超党派議連により令和3年6月に世界で4番目となる宇宙資源法が整備され、同年12月に施行。
 - 宇宙資源の探査及び開発の許可、公表を行う。
 - 許可を受けた活動計画に従い採掘等を行い所有の意思をもって占有した場合、採掘等をした者が資源の所有権を取得する。

<宇宙資源法のねらい>

- 宇宙資源開発を行おうとする事業者の**計画が、宇宙基本法の基本理念や宇宙諸条約に反しないこと**などを審査。
- 許可された**計画を公表することで、国際社会に対する透明性を確保**した上で、**計画に従って採掘等をした宇宙資源の所有権を認め、良好事例を創出していく**。